

## 行 動 計 画

社員が仕事と家庭を両立させることができる、働きやすい環境を作ることによって、社員が充実した社会生活を送るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間      令和7年5月1日～令和12年4月30日までの5年間

### 2. 内容

目 標              子供の看護休暇を時間単位で取得できる制度の推進

### 3. 対策

令和7年5月1日～    朝礼で制度説明